選挙運動用自動車運転手契約書

　立山町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　　公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用する自動車を運転する。

２　運転する車の自動車登録番号又は車両番号

３　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

４　契約金額　　金　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　円）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　　　円×　　　　日間）

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、立山町議会議員及び立山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき立山町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が立山町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により立山町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　立山町　　　　　　　選挙候補者

　　　住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者